

平成24年11月9日

平成24年11月9日

平成24年第7回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第65号

平成24年第7回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年11月6日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成24年11月9日
2. 場 所 南部町議会議場
3. 付議事件

町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
平成24年度南部町一般会計補正予算（第4号）
南部町東長田財産区管理委員の選任について
南部町監査委員の選任について

○開会日に応招した議員

| | |
|-------|--------|
| 白川立真君 | 三嶋義文君 |
| 米澤睦雄君 | 板井隆君 |
| 植田均君 | 景山浩君 |
| 杉谷早苗君 | 細田元教君 |
| 石上良夫君 | 井田章雄君 |
| 秦伊知郎君 | 亀尾共三君 |
| 真壁容子君 | 青砥日出夫君 |

○応招しなかった議員

なし

平成24年 第7回(臨時) 南 部 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成24年11月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成24年11月9日 午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第68号 町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第70号 南部町東長田財産区管理委員の選任について
- 日程第7 議案第71号 南部町監査委員の選任について
- 日程第8 南部町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第68号 町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第70号 南部町東長田財産区管理委員の選任について
- 日程第7 議案第71号 南部町監査委員の選任について
- 日程第8 南部町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

出席議員(14名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 白川立真君 | 2番 三嶋義文君 |
| 3番 米澤睦雄君 | 4番 板井隆君 |

| | |
|------------|-------------|
| 5番 植田 均君 | 6番 景山 浩君 |
| 7番 杉谷 早苗君 | 8番 細田 元教君 |
| 9番 石上 良夫君 | 10番 井田 章雄君 |
| 11番 秦 伊知郎君 | 12番 亀尾 共三君 |
| 13番 真壁 容子君 | 14番 青砥 日出夫君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|----------|
| 局長 | 唯 清 視君 | 書記 | 芝 田 卓 巳君 |
| | | 書記 | 岡 田 光 政君 |
| | | 書記 | 前 田 憲 昭君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|----------|-------|----------|
| 町長 | 坂 本 昭 文君 | 副町長 | 藤 友 裕 美君 |
| 総務課長 | 加 藤 晃君 | 財政専門員 | 板 持 照 明君 |
| 企画政策課長 | 谷 口 秀 人君 | | |

午後1時00分開会

○議長（青砥日出夫君） 定刻になりましたので、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成24年第7回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

1番、白川立真君、2番、三嶋義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第68号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第68号、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長です。議案第68号、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について。

次のとおり町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますけれども、これはこれまで特例期間中の町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与につきましては、おおむね10%の減額をしておりました。ここでおおむねということをお願いしたわけでございますけれども、教育長の給与につきましては病院事業管理者の額に合わせてあるということから、一律10%ということにはなっておりませんのでおおむねという表現をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

平成24年10月の23日でその特例期間が終わっておりますので、このたび新たに町長につきましては20%、副町長、病院事業管理者及び教育長につきましてはこれまで同様、おおむね10%の減額を行うための条例を制定をいたすものでございます。

減額する特例期間は、平成24年11月の9日から平成28年10月23日までの4年間といたしております。ただし、ことし11月分の給与につきましては、10月の24日から11月8日までの間の本来の特別職等の給与条例による支給と、この特例条例による支給した場合との差額に相当する額を調整額として減じまして給料月額とすることといたしております。

条例の施行日は、平成24年11月9日といたしております。以上が条例の骨子でございます。

具体的に議案の方の条例を見ていただきますが、ここの第2条で町長の額が63万2,000円という額に減額をした内容でございます。あとの条項については、特別変更はいたしておりません。

附則でございます。この条例は、24年の11月の9日から施行するというものでいたしております。

附則の2としまして、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の廃止ということでございますが、従来の条例については廃止をするということを附則でうたっておるものでございます。

附則の3項としまして、町長の給料月額の特例以下、副町長、病院事業管理者、教育長の特例ということで掲げております。これは先ほど言いました10月の24日から11月の9日までの間の調整をするための条文を附則にうたっておるところでございます。3項の1でございますが、ここに掲げております意味は、特別職給与条例第3条に規定する額に23分の6を乗じた額から第2条第1項第1号に規定する額に23分の6を乗じた額を減じた額というような表現をいたしております。このことは、3項の(1)の内容は、10月分の給与でございます。10月は31日までであるわけでありまして、実労働期間は10月の24日から31日までの間の6日間ということであるわけでございますが、その期間を減じるという内容のものでございます。それから、(2)の項でございますが、これは11月分の給与について減額をいたすものでございます。11月は30日まででございます。その間の実労働時間が6日間ということになるわけでございますが、そのものを先ほど言いましたように乗じた額からまたその額を減じるという表現にいたした内容でございます。

以下、副町長、病院事業管理者、教育長の例がございまして、内容はすべて同じ内容でございますのでよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、真壁議員。

○議員(13番 真壁 容子君) この議案は町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与を決まっている金額より引き下げるといふ、この4年間引き下げるといふ条例だといふふうになら説明をお伺いしました。そこで質問です。町長の報酬ですね、給与月額は今63万2,000円といふふうになら書かれています。これは前回、4年前は71万1,000円から見たら、今回はもとの条例から見たら20%の減といふことになるわけですね。そのことについて、前回は10%だったんですけども今回20%給与を引き下げるといふことについて町長の、私は御意見をお伺いしておきたいと思ひます。この間、町長選挙がありました。私たちが応援した大谷輝子さんを住民の声を受けて報酬を半分にするといふことで町内を回っていました。非常にいいことだといふ住民の声もありました。そういう意味で、私は今回の報酬を20%引き下げるといふことには賛成ですが、町長の意見を聞いておきたいと思ひます。

と同時に、これを読んでいる限りでは、いわゆる退職手当についてはもとの条例で計算するといふふうになら言っています。以前も指摘して、町長は人の給料のことばかり言っているといふ言われたんですけども、私はこの退職手当、特別職の退職手当4年間に1回の分も住民から見れば、これはがいな金額ではないかといふ言われているわけですね。約1,600万近くになりますね、4年間で。そういう意味でいえば、町長もきっと同じ思いだと思ひますけど、御努力なさいましてこの20%減を基礎にして退職手当も組むといふふうな提案はされないものかと、退職手当の組合にならですね、そういう提案をしたらどうかといふことを提案するんですが、いかがでしょうか。

○議長(青砥日出夫君) 議案に対する質疑ではありませんが……。

○議員(13番 真壁 容子君) 質疑です。

○議長(青砥日出夫君) 御意見がありましたら……。

○議員(13番 真壁 容子君) 御意見ではありません、答弁です。意見ではないですよ、質疑ですよ、これは。

○議長(青砥日出夫君) 坂本町長。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。今回の町長など特別職の給与の引き下げ条例については、報酬審議会の答申のあったものから厳しい財政事情などいろいろ考慮いたしまして10%のカットを続けてきたわけでございますけれども、今般、国家公務員について東日本大震災の影響などがございまして、現在、約8%程度の国家公務員給与の減額がなされています。これは2年間の暫定的な措置でございます。また、国会議員についても年額270万円程度の減額を2年間行うといふようなことが伝わっておるわけございまして、そういう国の措置に伴って地方公務員、あるいは地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえて自主的かつ

適切に対応していただきたいという国の方からの要請もございまして、このたびいろいろ考えましたけれども、従来の10%にさらに10%上乘せをいたしまして20%の減額ということで、これらの動きに同調して対応していこうというように考えたわけでございます。

それから、退職金の件でございますけれども、これは現在退職手当の削減というようなことが国の方で俎上になっておりまして、そういうものの推移を見てまた判断をしたいというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の議案は、町長が20%の減額で、それ以外は5%でこれまでの……（「10%」と呼ぶ者あり）10%、済みません、認識が違ったみたい。いずれにしても町長が20%で、それ以外の副町長、教育長、病院事業管理者が10%。私、せっかく頑張られるなら皆さん御一緒に頑張ってリーダーシップを発揮されたらというふうに考えるんですけれども、その辺、町長以外の方々の報酬についての今回の提案の内容について差がついている原因、つけられている提案理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長の場合は、これはこのような国家公務員に対する一つの施策というものに同調して対応したいというように考えておりますけれども、やっぱり内閣総理大臣は30%、国务大臣などが20%、大臣政務官などは10%というような国自体もこのように差をつけております。したがって、副町長、教育長などについては、従来どおりの10%でお世話になりたいというように考えました。

それから、20%やりますと職員と逆転現象が起きるという心配もありまして、このような10%というようなことでお願いすることにいたしております。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 原案に賛成のほか討論がありませんので、これで討論は終わります。

これより、議案第68号、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第68号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第69号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議案第69号を提案いたします。

議案第69号

平成24年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,674,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月 9日

南部町長 坂本 昭文

平成24年11月 日

決 南部町議会議長 青砥 日出夫

そういたしますと、4ページの方をお開きください。事項別明細書に従って説明いたします。まず、下段の歳出の方でございます。2款総務費、1項総務管理費、16目企画費でございます。4億2,082万5,000円に283万5,000円を補正いたしまして、4億2,366万とするものでございます。右の方にありますが、内容は役務費として21万円、委託費として262万5,000円でございます。鶴田メガソーラーの発電所の建設に伴います申請料、それから、設計料でございます。

上段の方、歳入でございますが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。28

3万5,000円を補正いたしまして、8,912万2,000円とするものでございます。これは前年度繰越金の方を充てておりますので、よろしく御審議の方をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

12番、亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点お聞きしますので、よろしく申し上げます。先ほど全協であらかたのことは聞いたつもりですけれども、これ改めて一般会計の事業別説明資料を見ますと、中国電力への申請は設置者である南部町が行うためということで手数料が21万計上されておりますが、一つお聞きするんですが、この申請出されて許可がおりるのはあらかじめはどれぐらいの期間を予定されているのかということが1点と、それから委託ですね、実施設計委託については、これはどのような方法で決められたのでしょうか。それで、その相手方はどなたかがわかりましたらお聞きしたいんですが。以上、2点です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 許可までの期間でございますけど、中国電力に申請をして中国電力の容量があきがあるかどうかというような、中国電力側の許認可にかかわります判断が3カ月から4カ月、4カ月ぐらいかかるということでございますので、3月末を予定をしているところでございます。それによりまして中国電力があき容量があるということを確認しますと、1キロワットアワー当たり42円というものが確定をするというようには考えております。

それから、測量の設計委託の関係でございます。町の方に以前より直営というようなもの提案をしておりました業者がございまして、その業者によりまして発注をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど全協で聞いたのは許容量というんですか、私の取り違いかもしれませんが、認識の。多分、恐らく送電の余裕というんか、それだと思っておりますけれども、もしそれでありましたら、先ほど全協ではそういうのは余裕があるということだったんですけども、そのことが一つネックでしょうかということを再度お聞きします。

それから、設計委託、実施設計のことについては、これは業者が何個かあってその中で入札かそういうのでなくて、今まで声がかかってたところ、そこを選定したいということでしょうか。なかなか業者の氏名はここでは言いにくいかもしれませんが、考え方としては入札か、それとも今まで声がかかっておったところにやるというぐあいでしょうか。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。中国電力の余裕容量につきましては、既に事前の相談というようなことであるだろうというような返事はいただいておりますが、本申請をして本当に詳細のものでの中国電力がそれを判断するというところでございますので、その判断が出るのが3カ月から4カ月ということでございます。今はあるだろうというところでございます。

それから、委託業者、設計業者のことでございますが、見積書によります入札というようなことを考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 午前中、この件につきましては説明を受けたわけでありましたが、図でパネルの配置図というのを示していただいております、これですね。それで、町長の選挙公約の中にこのメガソーラーの構想が入ってましたので、地元の方は非常に関心を持っておられます。特にこの候補地に隣接した土地を持っておられる方が自分たちの土地も非常に活用困っていると、できればこの構想の中に加えていただいて有効的な活用をしていただきたいというような声もあるんですけど、そういう声は企画課の方に届いておりますでしょうか。もし届いていなければ、そういうことを活用して事業を進めていくお考えはあるのかどうか、もし答えられればよろしくお願いたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。周辺の方の声は届いているかということでございますが、ございません。お聞きしておりませんが、限られた期間のこともございますので現在の町有地での計画を進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかございませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2点質問します。1つは、このメガソーラーの事業は鳥取県知事が鳥取県内の電力をすべて地産地消で賄うという大構想のもとで、それを受けて南部町でも取り組むんだという意気込みだったんですけども、その財源が先ほどいただいた資料で見ますと新エネルギー補助金というのが2014年度に400万というような資料をいただいておりますが、それ以外に補助金があるのではないかと思うんですけども、その点が……（「違うで、それ」と呼ぶ者あり）違う……（「意味が違う」と呼ぶ者あり）何で、違わないでしょ、メガソーラーでしょ。（「余剰金を割り振る……」と呼ぶ者あり）そういう意味ですか、済みません。申しわけないです、ちょっと資料の読み違えでした。その補助金関係のどういう補助を見込んでいるの

かということです。

それから、2つ目の質問は、この施設全体を15年間のリースにするという計画ですけれども、先ほど全協で説明された中では、この施設はかなり長寿命、15年で取りかえる機械は大型の1,000万の機械3個は取りかえる、15年の取りかえはあるけれども、ソーラーパネルなどは25年以上長期使用が可能ではないかという話もあったわけですね。そういうところから見てリースにするのが本当にいいのかどうなのか、その辺の検討をされたと思いますが、その点のリースを選択された理由ですね、それをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。売電によります新エネの補助金はどのようなものを見込んでいるかという御質問でございますが、従来行っております太陽光のパネルの補助だとか、まき・ペレットのストーブボイラーの補助だとか、家庭用燃料電池の補助だとか……（発言する者あり）（「それは意味が違つとる」「建設に補助金があるかということ」と呼ぶ者あり）そうですか、失礼しました。建設に関する補助金は見込んでございません。

それから、リースの選択の理由はということでございますが、莫大な資金でございますので初期の導入の経費を円滑に回したいということでございまして、15年のリースというものを使いたいということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 国は、この再生可能エネルギーに対して国費を相当額投じる計画があると思うんですけども、そういう活用は全く考えられないんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。国等の補助につきましては民間にはございますが、自治体の方にはそういった補助の該当がないというふうに今聞いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど全協でこの説明お聞きしました。米澤議員でしたっけ、聞いた中で地元への説明会の必要性を言っておられました。町長はそのことについて、物がそろわなければなかなか出にくいというふうにおっしゃったのと、もう一つは、議会にも何も言っていない段階で住民の中に出れないというふうにおっしゃいました。1つはクリアできました。きょう、全員協議会で初めて説明を聞いたわけです。突然、初めて聞いて補正予算を可決してくれという会がきょうの会なんですけれども、私たちはメガソーラーの発電というのは大事なことです

から反対するつもりは毛頭ないんですけども、町長は1つはクリア、議会に説明しました。もう一つ、何がそろえば住民説明会に出れるのですか。

それと、もう一つは、この中電に要請いたしますね、許認可申請いたします。住民出るときには中電に許認可申請出しておりますという段階になると思うんですね。これはやはり早い方がいいですよ。そういう意味でいえば、今、町長としては一体どういう物がそろえば住民の中に出れるというふうにもくろんでいるのかということをお聞きしたいのが1つ。

それと、これはちょっと勉強不足で申しわけございませんが、この繰越金の問題です。補正額が283万5,000円上がっております、繰越金で。この平成24年度、23年度からの繰越金というのは、一体幾らぐらいの予定なんでしょうか、ちょっとよくわからない。ごめんなさい、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一応、きょう議決をいただきますと全体の構想というものを話すことができるのではないかとこのように思っております。あんまり先にならんうちにやったらというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）答弁か、ごめんなさい。済みません、もとへ。

財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。23年度から繰越金は幾らということ。23年度の方の繰越金の方が2億7,548万5,024円となっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第69号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議がありませんので、よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第6 議案第70号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第70号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第70号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてでございます。

南部町東長田財産区管理委員として次の者を選任したいので、南部町東長田財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名、住所、生年月日の順で読み上げますので、よろしく申し上げます。井上憲司、南部町中1092番地、昭和22年4月2日。板勉、南部町中356番地、昭和9年9月26日。生田清、南部町八金1006番地、昭和23年12月28日。遠藤勉、南部町八金110番地、昭和25年3月21日。塚田勝美、南部町東上49番地、昭和27年2月12日。細田史郎、南部町東上676番地、昭和23年6月25日。田邊猛、南部町東上1619番地、昭和17年10月7日。

任期でございますけれども、平成24年11月16日から平成28年11月15日まででございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） これより質疑に入ります。提案説明に対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは4年に一回出てくるものだと思うんですけども、財産区の管理委員ということで尊重したいと思うんですが、1点。これは町長が選任することになって選任して議会で同意を求めることになってるんですけども、この選任の過程ですね、この1、2、3、4、5、6、7名を選任してくる過程というのはどのようになっているんですか、教えてください。例えばどこからか声が出てこないといけませんよね、ちょっと教えてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。選任に当たっては、条件がございます。

これは区域内に、東長田財産区の区域内に3カ月以上住所を有する方で、南部町議会の議員の選挙権を有する者というものの中から選ぶということになっております。その関係で、現在財産区の方に選任をお願いいたしまして、そこから出していただいたものを確認して上程させていただ

いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

議案第70号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第71号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第71号、南部町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、細田元教君の退場を求めます。

〔8番 細田元教君 退場〕

○議長（青砥日出夫君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第71号、南部町監査委員の選任についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町東町31番地。氏名、細田元教。生年月日、昭和25年2月12日。任期は、平成28年10月23日まででございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） これより質疑に入ります。提案説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。（「賛成のほか討論」と呼ぶ者あり）賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この監査委員の選任について、ここに出されている方の監査委員となることに反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 採決だな。

○議員（13番 真壁 容子君） 討論でしょ。

○議長（青砥日出夫君） 討論。

○議員（13番 真壁 容子君） 理由ですか。

○議長（青砥日出夫君） 賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 細田議員は同僚として平成20年から4年間、しっかり監査委員を務められました。今回も本当に前向きな姿勢で、新しいまた視点で監査をしたいという熱意が伝わってきましたので、そういうことで賛成したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号、南部町監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第71号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

細田元教君の入場を許可します。

〔8番 細田元教君 入場〕

日程第8 南部町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、南部町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題とい

たします。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（青砥日出夫君） 初めに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

ただいまの出席議員数は14名です。次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、米澤睦雄君、4番、板井隆君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（青砥日出夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（青砥日出夫君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（唯 清視君） 朗読します。1番、白川議員。2番、三嶋議員。3番、米澤議員。4番、板井議員。5番、植田議員。6番、景山議員。7番、杉谷議員。8番、細田議員。9番、石上議員。10番、井田議員。11番、秦議員。12番、亀尾議員。13番、真壁議員。

〔投票〕

○議長（青砥日出夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了します。

これより開票を行います。米澤睦雄君、板井隆君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（青砥日出夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、丸山計信君3、溝口人貴光君3、板竹利君4、宮倉博君3、玉木久之君1。

以上のとおりであります。

会議規則第32条第3項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について何か意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） この選挙の法定得票数は1票であります。よって、丸山計信君、溝口人貴光君、板竹利君、宮倉博君、玉木久之君の得票数はいずれもこれを超えております。したがって、南部町選挙管理委員会委員に丸山計信君、板竹利君、宮倉博君、溝口人貴光君が当選人と決定いたしました。

続いて、補充員の選挙を行います。定数は4人ありますが、得票数の多い方から順位をつけることとします。

ただいまの出席議員数は14名です。次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、植田均君、6番、景山浩君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（青砥日出夫君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（青砥日出夫君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（唯 清視君） 朗読します。1番、白川議員。2番、三嶋議員。3番、米澤議員。4番、板井議員。5番、植田議員。6番、景山議員。7番、杉谷議員。8番、細田議員。9番、石上議員。10番、井田議員。11番、秦議員。12番、亀尾議員。13番、真壁議員。

〔投票〕

○議長（青砥日出夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了しました。

これより開票を行います。植田均君、景山浩君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（青砥日出夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、山本統子1、足羽昇3、潮修3、秦壽昭3、前谷勇4。以上のとおりであります。

会議規則第32条第3項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について意見がございましたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） この選挙の法定得票数は1票であります。よって、前谷勇君、足羽昇君、潮修君、秦壽昭君が南部町選挙管理委員会補充員に当選されました。

ちょっと休憩します。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、第7回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成24年第7回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦勞さんでした。

午後2時01分閉会
